

# 千葉県報

号外  
令和4年3月31日

## 主要目次

北総中央土地改良施設管理条例施行規則	一
畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則	五
千葉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	八
土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	八
特定民間再開発事業の用に供する土地建物等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務及び地区外転出事務認定事務施行細則の一部を改正する規則	八
特定の民間再開発事業の用に供する土地等の譲渡所得課税の特例に係る特定民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則	九
土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則	九
千葉県財務規則の一部を改正する規則	一〇
告示	一五
千葉県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一五
千葉県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	一五
平成四年千葉県告示第三百九十四号の一部を改正する告示	一六
海区域漁業調整委員会訓令	一六
千葉県海区域漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令	一六

## 規則

北総中央土地改良施設管理条例施行規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県規則第六十号

### 北総中央土地改良施設管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、北総中央土地改良施設管理条例（令和四年千葉県条例第二号。以下

「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第二条 条例第三条第二項ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、北総中央土地改良施設使用等許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。

(許可)

第三条 知事は、前条の規定により許可の申請があつた場合は、その適否を審査し、適当と認められるときは、許可事項、許可条件、許可期間その他必要と認める事項（以下「許可事項等」という。）を定めて許可するものとする。

(遵守事項)

第四条 許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 土地改良事業計画に定める維持管理の目的を守ること。
- 二 農業用水又は排水に支障を与えないこと。
- 三 条例第一条に規定する土地改良施設（以下「土地改良施設」という。）の保護に十分注意すること。
- 四 その他知事が必要と認めて付する条件を守ること。

第五条 許可の期間は、五年以内（公用、公共用又は公益事業の用に供する場合にあつては、十年以内）で知事が定める。

2 前項の許可の期間は、更新することができるものとする。この場合において、許可の更新を受けようとする者は、当該許可の期間の満了の日の一月前までに、北総中央土地改良施設使用等許可期間更新申請書（別記第二号様式）を知事に提出しなければならない。

(許可事項等の変更)

第六条 許可を受けた者は、許可事項等に変更の必要がある場合には、北総中央土地改良施設使用等許可事項等変更承認申請書（別記第三号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(許可書の提示及び許可事項等の表示)

第七条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、印刷農業事務所に許可書を提示し、その指示及び監督を受けなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可の期間中当該許可に係る行為をしようとする場所に許可事項等を表示した使用等許可標（別記第四号様式）を掲げなければならない。

(毀損の報告)

第八条 許可を受けた者は、その責めに帰すべき理由により、土地改良施設を毀損したときは、直ちにその旨を北総中央土地改良施設毀損報告書（別記第五号様式）により知事に報告し、その指示に従い、これを修理しなければならない。

(貸与、移転及び担保の禁止)

第九条 許可を受けた者は、当該許可によって生じた権利を他人に貸与し、移転し、又は担保に供してはならない。

(許可の取消し、変更及びその効力の停止)

第十条 知事は、次の各号に掲げる場合には、許可を取り消し、許可事項等を変更し、又はその効力を停止させることができる。

- 一 条例若しくはこの規則の規定又は許可事項等に違反したとき。
- 二 不正の手段により許可を受けたとき。
- 三 農業用水、排水その他公益のため必要が生じたとき。

(原状回復)

第十一条 許可を受けた者は、当該許可の取消しがあったとき、許可事項等の変更により当該許可の効力の一部が失われたとき又は当該許可の期間が満了したときは、一月以内にその利用に係る土地改良施設を原状に復し、知事の検査を受けなければならない。ただし、土地改良施設の管理上支障のないものであって、知事が原状回復の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(書類の経由)

第十二条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、印旛農業事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式(第二条)

北総中央土地改良施設使用等許可申請書

年 月 日

千葉県知事

様

住所  
申請人 氏名

次のとおり北総中央土地改良施設の使用等をしたので、別紙関係書類を添え、北総中央土地改良施設管理条例第3条第2項ただし書の規定により申請します。

- 1 使用等の場所  
市大字 字 番地先 平方メートル
- 2 使用等の面積
- 3 使用等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用等の目的
- 5 工作物の名称及び目的
- 6 工事の着手及び完了予定年月日  
年 月 日着手  
年 月 日完了予定
- 7 工作物の構造(別紙仕様書、設計書及び図面のとおり)  
添付書類
  - 1 位置図(縮尺  $\frac{1}{50,000}$  以上)
  - 2 平面図(縮尺  $\frac{1}{500}$  以上)
  - 3 測量図(縮尺  $\frac{1}{500}$  以上)
  - 4 断面図(縮尺  $\frac{1}{100}$  以上)
  - 5 構造図(縮尺  $\frac{1}{100}$  以上)
  - 6 仕様書
  - 7 設計書
  - 8 利害関係者の同意書

第二号様式 (第五条第二項)

北総中央土地改良施設使用等許可期間更新申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
申請人 氏名

次のとおり北総中央土地改良施設の使用等の許可期間を更新したいので、別紙関係書類を添え、北総中央土地改良施設管理条例施行規則第5条第2項の規定により申請します。

- 1 使用等の場所  
市大字 字 番地先
  - 2 許可年月日及び許可指令番号  
年 月 日 千葉県 指令第 号
  - 3 許可期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  - 4 更新期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  - 5 使用等の面積  
平方メートル
  - 6 使用等の目的  
添付書類
- 1 位置図 (縮尺  $\frac{1}{50,000}$  以上)
  - 2 平面図 (縮尺  $\frac{1}{500}$  以上)
  - 3 利害関係者の同意書

第三号様式 (第六条)

北総中央土地改良施設使用等許可事項等変更承認申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
申請人 氏名

次のとおり北総中央土地改良施設の使用等の許可事項等を変更したいので、別紙関係書類を添え、北総中央土地改良施設管理条例施行規則第6条の規定により申請します。

- 1 使用等の場所  
市大字 字 番地先
  - 2 許可年月日及び許可指令番号  
年 月 日 千葉県 指令第 号
  - 3 許可面積  
平方メートル
  - 4 許可期間  
年 月 日から 年 月 日まで
  - 5 その他の許可事項等
  - 6 変更事項
  - 7 変更理由  
添付書類
- 1 位置図 (縮尺  $\frac{1}{50,000}$  以上)
  - 2 平面図 (縮尺  $\frac{1}{500}$  以上)
  - 3 利害関係者の同意書
- 注 新旧事項を対照できる書類及び図面を添付すること。

第四号様式 (第七条第二項)

使 用 等 許 可 標

住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名

- 1 使用等の場所  
市大字 字 番地先
- 2 許可年月日及び許可指令番号  
年 月 日千葉県 指令第 号
- 3 許可面積  
平方メートル
- 4 許可事項 (内容)
- 5 許可期間  
年 月 日から 年 月 日まで

第五号様式 (第八条)

北総中央土地改良施設毀損報告書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名  
住 所  
氏 名

次のおり北総中央土地改良施設を毀損したので、別紙関係書類を添え、北総中央土地改良施設管理条例施行規則第8条の規定により報告します。

- 1 使用等の場所  
市大字 字 番地先
  - 2 許可年月日及び許可指令番号  
年 月 日千葉県 指令第 号
  - 3 毀損箇所及び毀損内容
  - 4 毀損年月日 年 月 日
  - 5 毀損事由
- 添付書類
- 1 位置図 (縮尺  $\frac{1}{50,000}$  以上)
  - 2 平面図 (縮尺  $\frac{1}{500}$  以上)